

(別表 1)

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・高潮：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、想定最大規模の降雨が発生し、遠賀川等の河川が氾濫した場合には、標高の低い町の西側部分の大部分が浸水する想定となっており、最大で5mの浸水が想定されている。水巻町の商工業者・小規模事業者のほとんどが低平地で営業しており、事業所が点在する8割を超える地域で床上以上の浸水が予想され、半数を超える地域で3m以上の浸水被害が予想される。また、台風が水巻町の東側を通過する場合に北よりの風の吹き寄せ効果により、響灘沿岸で高潮が発生する恐れがあり、遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大により河川の氾濫等が発生するおそれがある。台風による遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大による浸水では、8割を超える事業所が床上浸水以上～浸水3m未満の地域に立地し、浸水被害3m以上の事業所も多数出ると予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると土砂災害が生じる恐れがあるエリアが点在しており商工業等の集積はないが小規模店舗・事業所がその中に含まれている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると、震度5弱の以上の地震が今後30年間で82.9%以上の確率で発生するとされている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても事業活動の停止、風評被害など町民の生命及び健康、町経済及び商工業者に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 741人
- ・ 小規模事業者数 532人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	127	123	下二地区南西部・古賀地区北部が比較的多く 頃末地区が少ないが町内全域に点在

製 造 業	39	28	古賀地区北部・吉田地区南部に若干の集積があるが町内全域に点在
卸 小 売	203	119	頃末地区北部・古賀地区中央に比較的多いが町内全域に点在
飲食・宿泊業	73	51	国道等幹線沿い及び頃末・古賀地区に比較的多いが町内全域に点在
サービス業	299	211	古賀地区が比較的多いが町内全域に点在

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・みずまき防災マップ（ハザードマップ）の一部更新（令和3年9月）
- ・県管理河川ハザードマップの作成、配布（令和5年3月）
- ・遠賀川監視カメラの設置（令和5年3月）
- ・防災出前講座の実施、防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知・広報（チラシ・HP・SNS・公式LINE）
- ・事業者BCPセミナー（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の開催
- ・事業継続力強化計画作成指導の実施/事業継続力強化計画作成支援YouTubeサイト開設
- ・福岡県商工会連合会の災害予防対策タスク・チームと連携した専門家派遣によるリスク予防診断の実施及び事業継続力強化計画・事業継続計画（BCP）の作成支援の推進。
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した災害に関する適切な損害保険への加入促進。
- ・県・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る小規模事業者への感染防止対策の支援。
- ・非常用持出袋（懐中電灯、軍手、ロープ等）と防災備品（救急箱等）の備蓄
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を与える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りとなっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要で

ある。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業所に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、公式 LINE アカウント等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和6年8月に事業継続計画（危機管理マニュアル）更新・作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ福岡県商工会連合会の災害予防対策タスク・チーム、東京海上日動火災保険株式会社福岡支店に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発や災害に関する適切な損害保険の紹介、事業継続力強化計画の作成・事業継続計画（BCP）の作成支援の推進等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・水巻町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であるということはいまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、水巻町新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

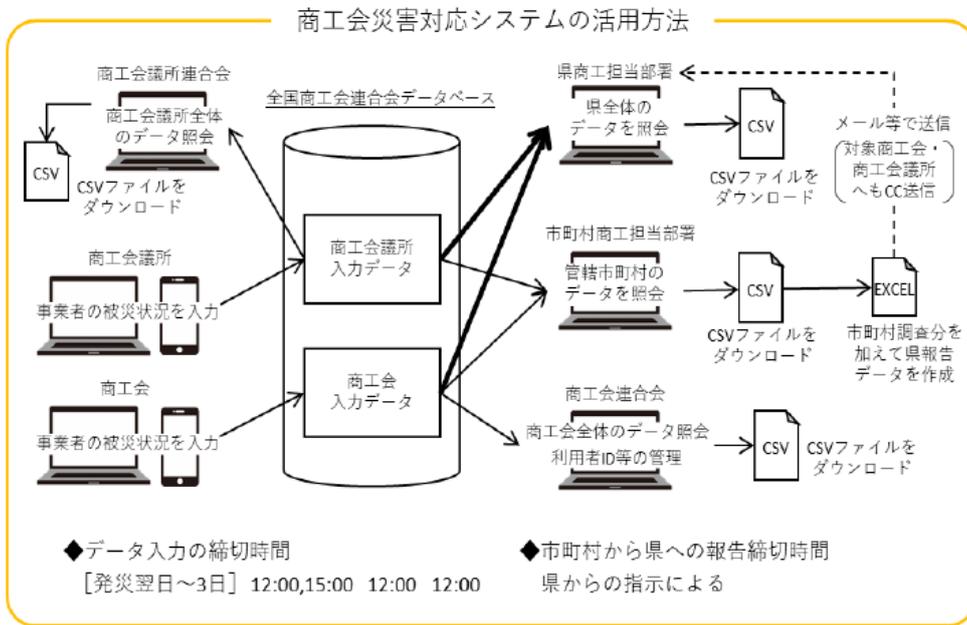
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に3回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

- ・当町で取りまとめた「水巻町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における連絡体制>

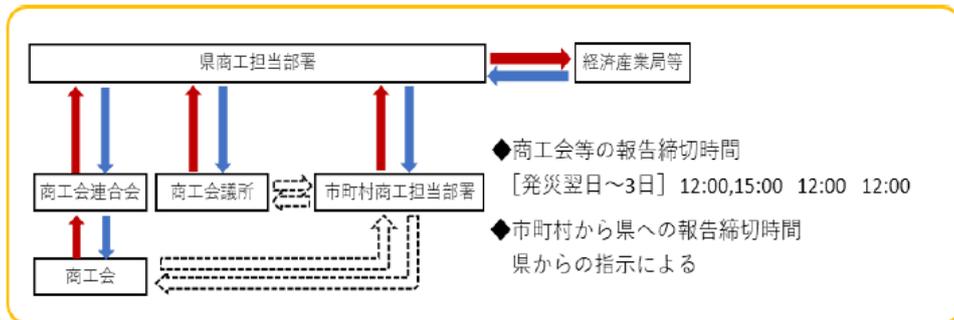
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、水巻町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当課部署へ報告する。

様式I
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛で【電子メールにて送付：(メールアドレス keleshien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当：

記入所	被害箇所		被害状況			区分 (被害一級区分)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	
記入所	○○○市○○○町○○	-	商○○製材所	製造業	約10万円	第一級被害(全壊) 第二級被害(半壊) 第三級被害(一部被害) 第四級被害(軽微被害) 第五級被害(軽微被害)
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	
1						
2						
3						

※前記各項目に該当しない箇所は記載せず。被害情報を漏記してはならない。 ※掲載が適切な場合はご記入してご報告ください。
※既に届出済みの被害箇所につきましては、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せてご報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、水巻町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

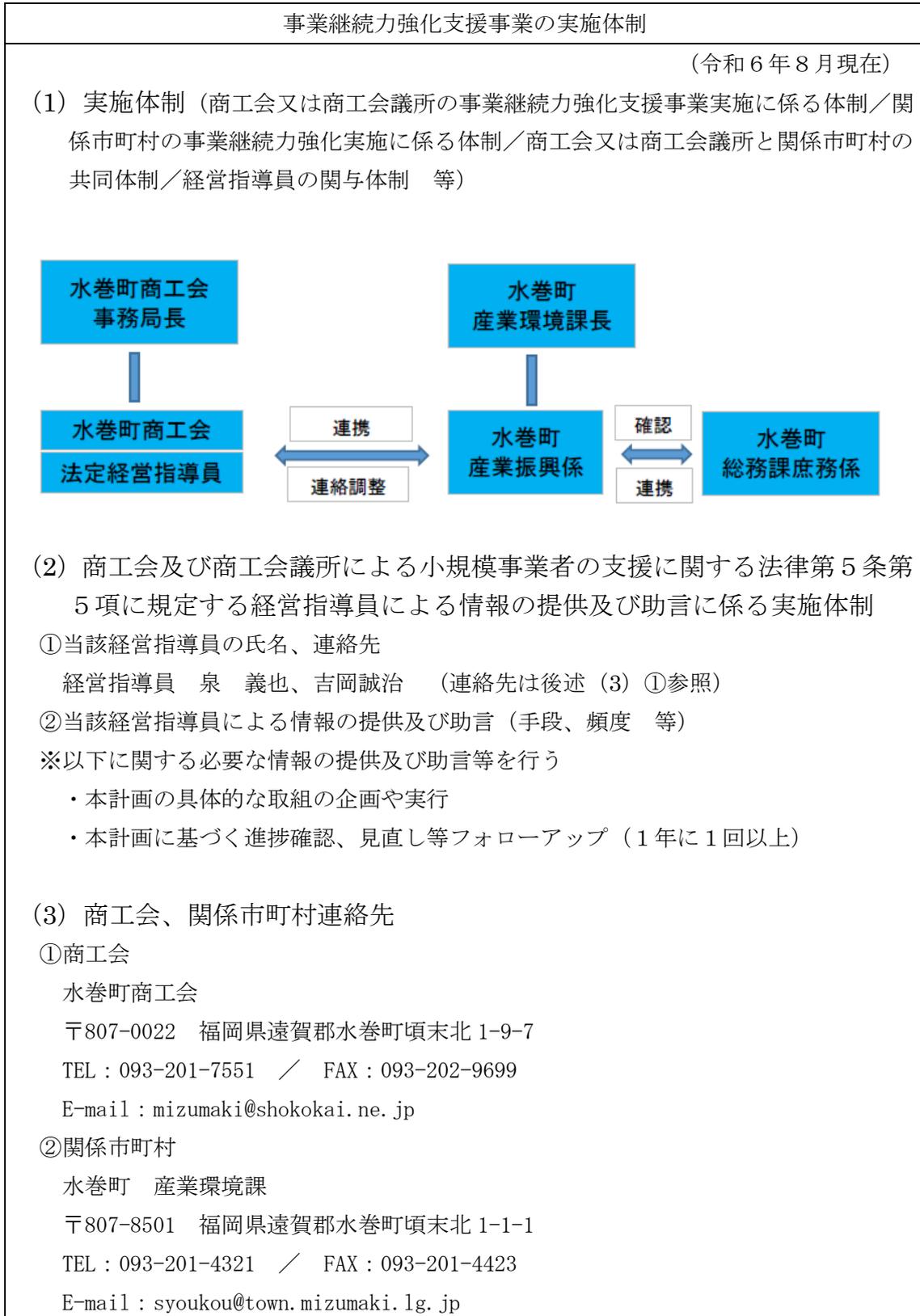
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	0	0	0	0	0
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、水巻町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none">・福岡県商工会連合会 災害予防対策タスク・チーム 会長 花田稔之 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9-15 中小企業振興センタービル 7階 電話番号 092-622-7708・東京海上日動火災保険株式会社福岡支店 支店長 渡部 一 所在地 〒812-0024 福岡市博多区綱場町 3-3 電話番号 092-281-8143
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none">・小規模事業者に対する災害リスクの周知・専門家派遣によるリスク予防診断の実施・災害に関する適切な損害保険の紹介・感染症に対応するリスクファイナンスとしての各種保険の紹介・事業継続力強化計画の作成・事業継続計画（BCP）の作成支援の推進等の実施
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ web アプリ提供による災害リスク周知・自然災害に対するノウハウ提供及び自然災害に関わる損害保険見直し支援・感染症に対応するリスクファイナンス対策としての各種保険の見直し支援・BCPワークショップ・BCP策定の際の専門家・講師派遣・BCP策定支援ツール提供による事業者BCP策定
連携体制図